

久米南町創業支援事業

創業を通じて地域経済の振興に寄与することを目的とし、商工団体等の助言、指導その他の支援を受けながら、町内で創業(第二創業を含む。)を行う方に対し、その経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付します。

<対象者>

- 町内に住所を有し(予定を含む)、事業を開始する個人の方
- 町内に主な事業所有する法人を設立する方
- 町内で第二創業を行う方
- 年度内の創業又は創業後6か月未満の方

<第二創業とは>

個人及び法人が、現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、これまで営んでいた業種とは異なる業種を営むこと。

※業種は日本標準産業分類の中分類とします

<補助金の額>

補助対象経費の総額に10分の4を乗じて得た額
補助金額の上限は100万円

<対象経費>

次のうち、創業等のために必要な経費とします。ただし、汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない経費を除きます。

- 官公庁への申請書類作成等に係る経費
- 事業所等開設に係る経費(内外装工事費、賃借料等(不動産の取得に要する費用は除く。))
- 設備費
- マーケティング調査費
- 広報費
- 専門家受入りに係る経費
- その他、町長が適当と認める費用

<申請手順>

- ①久米郡商工会等へ事業相談
- ②交付申請書の提出
- ③現地調査及び書類審査
- ④補助金交付決定
- ⑤事業の実施
- ⑥実績報告書の提出
- ⑦現地調査及び書類審査
- ⑧補助金額の確定
- ⑨補助金の支払い

<留意事項>

- 事業は5年以上継続する必要があります
- 店舗兼住宅改修の場合は、事業の用に供する部分のみが対象となります
- 申請年度内に創業を開始し、個人の場合は住民票を有する必要があります
- フランチャイズ契約等の創業は対象外
- 農林漁業、金融業、病院等一部業種は対象外

申請に必要な様式は、町ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

久米南町 産業振興課

〒709-3614

岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

TEL:(086)728-2134 FAX(086)728-2749

E-mail:sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp